JA改革　激論投稿

Room Z

●規制改革の議論について　【匿名投稿】

現在の株式会社制度と協同組合制度は、もともとはパートナーシップというお互いの信頼関係をもとに発展してきたと言われている。大きな分かれ道が、資本に基礎を置くのか、人に基礎を置くのかの違いである。また、そのことがコーポレート・ガバナンス（ＣＧ）についても幾つかのモデルを発展させてきた。このＣＧモデルには、大きくはプリンシパル・エージェンシー（ＰＡ）モデルと、ステークホルダー（ＳＨ）モデルがある。ＰＡモデルは、企業は株主のものであって、経営者は株主（主権者・プリンシパル）の代理人（エージェンシー）としてとらえる。ＳＨモデルは、企業は株主だけのものではなく、従業員、取引先、債権者、地域社会などの利害関係者（ステークホルダー）のものであり、経営者はこれら利害関係者の調整人となる。今日では、ＣＳＲ（企業の社会的責任）の高まりのなかで、ディスクロを充実させるなど、ＳＨモデルに沿った対策が採られてきている。

ＪＡの場合は、ＪＡは組合員のものであり、組合員代表が運営の決定権を持つという現行法上のあり方（組織者＝運営者＝利用者という三位一体の側面）に、疑問が投げかけられることがなかった。このことは、協同組合のＣＧは、組合員が主権者であるからＰＡモデルの立場に立つことを意味する。ＪＡは、トップマネジメントの３層構造（代表権を持つ組織代表２層と代表権を持たない学経常務による構造）を主体に、理事専門委員会、支所運営委員会などが担っている。このような運営の在り方は、協同組合的ＣＧである。ＰＡモデルの発展形とも考えられる。今日では、ＰＡモデルの立場に立ちながらも、ＪＡの社会的影響力の増大を反映し、株式会社制度の大企業に準じる措置として員外監事、常勤監事、経営管理委員会制度等が措置されてきた。

経営管理委員会制度は、ドイツ株式会社の監査役制度にならったものだと言われている。アメリカの株式会社制度では、ＣＥＯ等の限られたトップ層が取締役を兼ね、残りの取締役はすべて社外取締役という単層型の構成であるのに対し、ドイツの株式会社制度は、監査役と取締役を完全に分離し、監視機能を監査役会、執行機能を取締役会に委ねて、執行と監視を完全に分離する２層型の構成をとっている。したがって、ＪＡの経営管理委員会制度は、日常業務の執行を実務家の理事に委ねており、理事の監督、重要な経営方針の決定、利益相反取引のチェックに専念する。意思決定の迅速化に貢献しているものと言える。

今日の規制改革会議の提案は、ＣＧとマーケティング論の混同である。また、中央会による一律指導を指摘しているが、実態を把握していない。一律指導を言うのであれば、それは信用事業・共済事業の金融規制に基づくものである。中央会に法定の指導権限はあるが、強制力のない竹光である。全農の株式会社化に至っては、ガバナンス論を無視した暴論であり、論理矛盾である。出資者であるＪＡがそれを決め得るのである。改正の道を開くとすれば、ＪＡから株式会社への組織転換法を整備すべきであろう。選択は、出資者がするのである。外野に何を言われても、選択は農家であり、ＪＡである。意思決定の迅速化については、会社法ですら採用していない経営管理委員会制度と理事会制度の併用や子会社化により達成できており、戦略的提携についても、契約自由の原則から提携は進んでおり、６次産業化により脚光を浴び始めているに過ぎない。

そもそも、農業経済学と農協論は応用学問であり、純粋学問しかお勉強していない学者や規制改革会議のとある座長のようなコンサルタントは、大学か有難くフィーを支払ってくれる顧客を相手にする議論だけにしてほしい。カレル・バン・ウォルフレンという政治学者が、今日の日本の現状を憂い、一つの皮肉を放っている。「日本の政治を変える一番の近道は、官僚を産み出す東大を廃止することである」と。けだし名言である。

本コーナーでは、「JA改革」についての投稿を募集しています。

送付先
全国共同出版株式会社 編集部ルームZ係　FAX:050(3730)0059
〒160-0011 東京都新宿区若葉1-10-32　電子メール：keijitsu@zenkyou.com